

# SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N585**  
2019・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

東電刑事裁判無罪判決 裁判所は部下の対策進言を握りつぶした東電役員を免罪…… 海渡雄一  
N国党立川市議によるスラップ訴訟に勝訴! …………… 山崎大志  
裁判手続等のIT化について…………… 国府泰道  
同性カップルの法的保護をめぐる考察…………… 白木麗弥  
千葉・原発事故避難者集団訴訟—高裁審理は来年春に結審、判決へ…………… 藤岡拓郎  
宮古島市のスラップ訴訟問題…………… 赤嶺朝子  
【投稿】表現の自由が足元から崩れている! …………… 田畑元久

## ロースクールの実情と法曹養成

法科大学院と司法試験のあるべき姿を考える…………… 内野 真  
【議長ひとくちトーク】  
弁護士としての究極の目標とは①～依頼を受ける弁護士として我々が目指すべきものは何か～…… 北村 栄  
(改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み)  
市民連合と立憲野党の政策合意13項目を生かし広げるために—法律家懇談会報告…… 大山勇一  
「日韓法律家共同宣言」の呼びかけ  
 強制動員問題に関する日韓法律家による共同宣言(案)



イギリスの子ども

# 東電刑事裁判無罪判決 裁判所は部下の対策進言を握りつぶした 東電役員を免罪

東京 海渡 雄一  
(東電刑事裁判被害者代理人弁護士)

## ■被害に向き合わず、原発の安全性を切り下げた

二〇一九年九月一九日、東京電力役員の刑事責任を問う裁判で、東京地方裁判所刑事四部(永淵健一裁判長)は、勝俣恒久氏、武黒一郎氏、武藤栄氏の三名被告人に対して、いずれも無罪とする判決を言い渡した。

事件はとても単純だ。東電の土木グループは政府の見解に基づいて津波対策を講ずるべきことを、役員に進言した。しかし、役員は最終的に工事のコストが多額に上り、また地元から運転停止を求められることを恐れて対策を先送りにした。そして、津波計算の結果を、国や県、専門家にも知らせず、国や、自治体、専門家、他会社に対して、疑問の声が広がらないように根回し工作を展開した。東日本太平洋沖地震が発生し、予測していたのとはほぼ同等の津波が福島原発に襲来した。部下が進言していた対策を講じていれば、事故の発生は食い止められたと考えられる。このような経過の下で、役員たちの過失責任を問えるかが、この裁判の焦点だった。

この判決には多くの問題点がある。事故の被害、双葉病院の悲惨な状況に向き合っていないこと、当時の法令上の規制、国の審査基準の在り方、絶対的安全性の確保までを前提としてはいな

かったとし、原発については万が一の事故を防ぐ高い安全性が求められるという伊方最高裁判決の基準すら否定してしまったことが重大である。

## ■停止以外の結果回避措置について検討を放棄した

そして、最大の問題点は、停止以外の結果回避措置は、検討の対象から外したことだろう。国の地震調査研究推進本部(以下、推本)の長期評価を踏まえた津波対策として、指定弁護士は防潮壁の設置、大物搬入口の水密化、主要機器のある部屋の水密化、代替電源などの高台設置などの対策をとるべきであり、それらの対策が取られるまで原子炉の停止をしておくべきだったとしていた。にもかかわらず、判決は、停止以外の対策は間に合うという立証がないとして、停止が必要であったかだけを判断し、他の対策が可能だったか、これにより結果が回避できたかについては、検討も示さなかった。

これらの点こそが、この裁判の最大の争点だった。指定弁護士は、この論点の立証のために、東電とほぼ同時期に津波対策の検討を始めて、実際に対策を講じた東海第二原発における、水密化、防潮壁に代わる盛土の設置などの対策が、どのようなスピードで実施できたかを丹念に立証した。また、防潮壁についても施工が可能であり、地震



判決に抗議する宇野朗子さん(京都原告団長)

までに対策が完了できたことを示す証拠を提示した。被告・弁護士も、仮に防潮壁を築いたとしても、敷地の南側、北側、中間点の三か所に櫛の歯のような防潮堤を築くこととなったはずで、このような対策では、実際の地震の際に東側全面から襲来した津波の敷地への遡上を食い止めることはできなかったと主張し、対策が間に合うことを前提に反論を展開していた。

### ■「御前会議」で津波対策をとる方針を了承していた事実を否定した

当時の東電本店の原子力部門のナンバー2であ

った山下和彦中越沖地震対策センター長は、二〇〇八年二月二六日の「御前会議」で、推本の長期評価に基づいて津波対策を実施する方針を被告人らに説明し、その方針が了承されたと供述した。そして、山下氏は、津波高さが一〇メートル以下であれば、東電は二〇〇九年の当初のバックチェック最終報告の時期までに津波対策工事を完了させていたはずであるとまで述べていた。

山下氏は、健康上の理由で法廷では供述できなかったが、在宅での取調で複数回にわたって、このような供述を続けており、その供述には高い信用性が認められる。ところが、判決は山下供述の信用性を否定したのである。この会議で役員宛てに津波対策が説明されたことは社内のメールや議事録などにも残っている。

判決は、もし二月に会社の方針として了承されていたら、もう一度六月に武藤に説明に行くはずがないとしている。しかし、二―三月の時点では津波の高さは一〇メートル以内に収まり、対策は四メートル盤上で完結すると考えられていた。ところが、最終的には、高さが一五・七メートルとなり、一〇メートル盤を大きく超えることとなり、必要な工事規模も格段に大きくなった。一〇メートル盤の上の対策をどのように実施するかが、六月の会議のテーマであり、武藤への報告と山下調書とは何の矛盾もない。

### ■長期評価の信頼性を否定し、対策先送りを追認した

判決では推本の長期評価については、「直ちに停止を求めるだけの信頼性があったか」という観点で評価がなされているが、この問題設定そのものが誤っていることは前述した。推本が、国の地震防災対策の基本となる公的の見解であることは判決も認めたが、判決は専門家や中央防災会議の見解を引用して、直ちに原発を停止させるだけの信頼性はなかったと結論付けた。

しかし、推本の長期評価については、島崎邦彦長期評価部会長らが、議論を重ね、全員一致で見解をまとめていった過程を証言し、信頼性は高い。国の安全審査の中核メンバーであった地震学者の阿部勝征氏(故人)についても「長期評価を取り入れるべき」という検察官調書があった。長期評価の信頼性を否定する判決はきわめて強引で恣意的だ。

実は、日本原電の幹部や担当者は、推本津波に対する対策を講じていた。東電の対策中止を聞いて、幹部から「こんな対策の先送りでないのか」という疑問の声が上がり、東電の対策を辞めた理由について東電の酒井GMは、日本原電の担当者に「柏崎が止まっているのに、これに福島も止まったら経営的にどうなのかって話でね」と釈明せざる

をえなくなっている。

東電は、長期評価を取り入れた津波の高さが一五・七メートルとなることについて、国には震災の四日前まで報告していない。情報を隠していた

東電が、国から原子炉を止めろと言われなかったから過失がないなんて、あまりにもひどすぎる。

この判決は司法の歴史に大きな汚点を残すものだ。原発事故を繰り返さないためには、判決をこ

のまま確定させてはいけない。指定弁護士は九月

三〇日に控訴を申し立てた。永淵判決を覆し、正義にかなった高裁判決を勝ち取りたい。ご支援を。



# N国党立川市議によるスラップ訴訟に勝訴!

東京 山崎 大志

馬奈木巖太郎弁護士と私が代理人を務めた選挙ウオッチャーちだい氏(以下「ちだい氏」という)が、NHKから国民を守る党(以下「N国」という)に所属する現職の立川市議会議員である久保田孝氏(以下「久保田氏」という)からスラップ訴訟を提起された事件について報告する。

## 第一 訴訟の経緯

1 二〇一八年六月二日 ちだい氏による記事がハーバー・ビジネス・オンラインに掲載

「居住実態のほとんどない元AV男優のニコ生

主」の記載

2 二〇一八年二月二〇日 久保田氏が本訴提起

起

「居住実態のほとんどない原告」と読むことができ、事実を反し、名誉を棄損すると主張

3 二〇一九年五月一〇日 久保田氏が「請求の放棄書」を提出

4 二〇一九年六月一八日 ちだい氏が反訴提起  
本訴の提起は、正当な表現活動を委縮させる

5 二〇一九年九月一九日 判決言渡し  
目的のもとになされたスラップ訴訟だと主張

本訴について、ちだい氏に故意過失は認められないとして請求を棄却し、反訴について、ちだい氏が居住実態がないと信じることにつき相

当な理由があることを久保田氏は知っていたにもかかわらず本訴を提起したことは、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであり、本訴の訴え提起自体が不法行為となる

## 第二 問題の所在と本判決の意義

1 ちだい氏の記事の目的と内容について

ちだい氏は、どんなメディアよりも早くN国に

ついで批判的な視点で取材を続けてきた、N国についで第一人者といえる。

そして、今回の記事も、松戸市長選において、N国党首である立花孝志氏(以下「立花氏」という)をはじめとするN国議員たちの記者たちに対する「私人逮捕」等による無秩序なふるまいを取り上げて、ネットを通じて、国民に対してN国の体質を伝えようとして書いたものである。そのなかで、久保田氏が居住実態がほとんどないにもかかわらず、立川市議選に出て、当選していることにも触れている記事である。

## 2 久保田氏による訴えの提起自体が不法行為だと認定されたことの意義

判決では、立花氏が動画において、本訴がスラップ訴訟であることを話していることを認めただ上、久保田氏は、少なくとも居住実態がほとんどないことを真実と信じたことについて相当な理由があることを知りながら、あえて訴訟を提起したことを認定している。

また、反訴で請求した慰謝料の一部と弁護士費用のほとんどが認められたことから、訴訟により表現者に経済的負担を与え、表現活動を委縮させるスラップ訴訟の特質が考慮されたといえる。

したがって、実質的には、久保田氏による本訴がスラップ訴訟であることを認めたとはいえ、意義

のある判決である。

そして、昨今世間を賑わせているN国議員の実態について、社会全体で考えてもらう良いきっかけになった判決ともいえよう。

## 第三 今後について

### 1 その後の動き

久保田氏による控訴があった。しかも、控訴審から代理人を選任している。しかし、久保田氏は、二審では、自らの居住実態があることについて、何らの立証活動もしなかった。それだけでなく、こちらが提出した書面や証拠も一切見ようともせずに、訴訟に臨んでいたのである。このような一審での訴訟活動が、控訴審でどう評価されるか、また、控訴審での判決がどうなるか注目していただきたい。

### 2 居住実態の問題について

本訴では、久保田氏の立川市議選での居住実態があったかについて、かなり疑義が残るものとなっているため、ちだい氏は、立川市民に久保田氏の公職選挙法違反について追及してほしい旨記者会見で述べていた。

今後の久保田氏の議員としての地位の帰趨も注目したい。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

# 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

## 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)

# 裁判手続等のIT化について

大阪 国府 泰道

## 一 裁判IT化に向けた取組の経緯

### (1) 政治主導でスタートした裁判IT化

「未来投資戦略二〇二七」（平成二九年六月九日閣議決定）において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、……裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」とされたことを受け、内閣の日本経済再生本部に「裁判手続等のIT化検討会」が設置された。

「未来投資戦略二〇二七」には、KPI（主要業績評価指標）として、「世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本は、二〇二六年一〇月公表時二六位（前年比二位後退）。二〇二〇年までに、先進国三位以内に入る。」旨記載されている。「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現するとも書かれている。

このように、IT化の動きは、政治主導で動き出したものであること、企業活動の活性化のための検討過程で提案されてきたものであることに注意が必要である。

### (2) 裁判手続等のIT化検討会

「裁判手続等のIT化検討会」は、二〇一七年一〇月三〇日から開始し、第八回検討会（二〇一八

年三月三〇日）で、報告書「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―」を取りまとめ、公表した。そして実現に向けたプロセスとして、三つのフェーズに整理している。

「フェーズ1」は、現行法でできるものを施行しようというもので、例としては、電話会議に代わるウェブ会議（テレビ会議）などで、二〇二〇年二月から全国の高裁所在地等の九地裁で試行を行うことになっている。

「フェーズ2」は、関係法令の改正が必要になるもので、二〇二二年度から開始することを目指して、二〇一九年度中の法制審議会への諮問を視野に入れていく。

「フェーズ3」は、システム構築などの環境整備を必要とする最終段階で、例としては、記録の電子情報化、オンライン申立等がある。二〇一九年度中に検討を行うこととされている。

### (3) 民事裁判手続等IT化研究会

二〇一八年五月、民事裁判手続等IT化研究会が公益社団法人商事法務研究会に設置された。法務省の委託調査研究ということで行われており、いわば法制審議会の議論の前さばきとして位置づけられている。最近の債権法改正、民事執行法改正も同様の手法で行われている。ここでの取りま

とめが法制審議会の議論において重要である。

二〇一八年七月二四日に第一回が開催され、ほぼ月一回のペースで開催され、二〇一九年三月に第一説会が終了した。同年四月から第二説会が始まり、同年九月には報告書案が公表され、今後一月二〇日と二月三日に開催されて、報告書を取りまとめて終了することになる。

#### (4) オンライン提出一本化の問題

IT化の課題として、申立などの書面提出のオンライン一本化を義務づけるのか、それとも書面併存を許容するのかが、大きな関心を呼んでいる。日弁連では、本人サポートの基本方針を巡って執行部があたかもオンライン提出一本化を前提としたような基本方針案を提出したことから八月の理事会での議論になり、原案を大幅に修正するという出来事があった。

### 二 「特別な裁判手続の特則」と

#### 「和解に代わる決定」の提案

##### (1) 最高裁からの突然の提案

IT化研究会の第二説会になってから、「特別な裁判手続の特則」と「和解に代わる決定」という新制度を最高裁が提案してきた。IT化という裁判実務や弁護士業務に大きな変容をもたらそ

うとしての課題の検討作業の中に、IT化とは何ら関係しない、しかも訴訟制度の根幹に関わりかねないような新制度の導入を提案してきたのである。

##### (2) 「特別な裁判手続の特則」

提案されている特別な訴訟手続の概要は、次のようなものである。

第一回口頭弁論から六か月以内に審理を終結しなければならぬ手続で、準備書面を三通に制限し(字数も制限)、証拠は立証に必要な証拠を厳選しなければならぬとされ、証拠調べは即時に取り調べることできるものに制限するという。原告は提訴の際にこの特別手続による審理を求め申述をすることが要件となっている。被告がこれを拒むには第一回口頭弁論期日の終了までに通常訴訟への移行の申述をしなければならぬ。当事者双方に訴訟代理人が付いている場合に限るものとされている。

答弁書に通常訴訟への移行の申述を記載しないまま、第一回口頭弁論が終了すると、特別手続で審理がされることになってしまう。当事者の申出で特別な訴訟手続から通常訴訟に移行することはできない。特別な訴訟手続の終局判決に対して異議申立ができるだけである。異議により、訴訟が口頭弁論終結前の程度に復し、通常手続により審

理及び判決がなされることとなる。

##### (3) 「和解に代わる決定」

和解に代わる決定は、裁判官が、①相当と認めるとき、②当事者双方の衡平に考慮し、③一切の事情を考慮して、職権で和解条項を定める決定をすることができるという制度である。和解に代わる決定に対して当事者が二週間以内に異議を申し立てたときは、和解に代わる決定は効力を失うとされている。

最高裁は、この提案について、既存の簡裁での和解に代わる決定の一般化だと説明をしてくているが、実はまったく異質なものである。二〇〇三年に導入された簡裁の和解に代わる決定は、金銭債権の事件で、事実争いがなく、被告の資力等を考慮して、原告の意見を聞いた上で、分割支払いを命じる決定をすることができるという制度である(民訴法二七五条の二)。一般の最高裁の提案は、名前こそ同じであるが、制度の本質はまったく似て非なるものである。裁判官に「理由抜き決定」の権限を与えるような制度である。

IT化の議論の陰で、こんな重大な制度が作られようとしていることにあらためて関心を向け、全国でも、二〇二〇年二月の法制審の開始に向けて、反対意見をどんどん出して頂きたい。

# 同性カップルの法的保護をめぐる考察

第一東京弁護士会 白木 麗弥

残念ながら日本では現時点で同性間では婚姻法制が整っていない。しかし、ただ交際し、同棲するだけでなく、家族になりたいと思う同性カップルは少なくない。そこで婚姻に代替して、地方公共団体のパートナーシップ制度を利用したり、家事連帯債務を中心とした公正証書を作成したり、養子縁組をしたりするカップルが出てくる。

私が受任した当事者は、原告のパートナーであった被告（以下、「被告A」）に偶然アメリカ某州での居住経験があった。そこで、その州での法律に基づく婚姻及び日本での人前式を挙行した。子どもと一緒に育てようともしていたその矢先に、不貞行為が発覚したのである。

不貞行為の相手（以下、「被告B」）は子どもを産むための精子提供者であった。被告Bはいわゆる

トランスジェンダーで戸籍上の性別を男性から女性に変更する準備を進めていた。女性になる前に自分の遺伝子を何らかの形で残したいという理由で精子提供に応じたのである。

## 1 子どもを持つことについての法的保護

ここは判決に影響しなかったため触れられていないが、隠れた問題として同性間で子を持ち、育てることについての制度的欠陥に触れたい。

異性婚の事実婚カップルが自己の配偶子（精子又は卵子）を用いる形で的人工授精はガイドラインで許容されている。一方、第三者による配偶子提供の場合には法的に婚姻していることをガイドラインで要求される。

もちろん、異性の事実婚カップルのうち配偶子に問題がある場合はありうる。その場合、人工授精を諦める選択肢の他に婚姻という選択肢が残されている。

一方、同性の事実婚カップルの場合、現在の医学では第三者の配偶子提供が不可欠である。しかし、法的に婚姻することができない。

このような問題があってもなお、子どもを育てたいという同性カップルは当然おり、本件のように自ら第三者を探し、第三者と同性カップルの一方が「異性の事実婚」として人工授精の治療を行うのである。もちろん、子の出産にまつわるトラブルも耳にするが、法制度の整備が現実には追いついていないことがここでもうかがえる。

## 2 結婚する」としての法的保護

ここで改めて紐解いてみると、民法上、婚姻は男女でなければならぬとは定めていない。

本件裁判例では、憲法上「両性の合意」という文言の解釈で現時点で同性間の婚姻が想定されていなかっただけで、これを根拠に憲法が同性婚を禁止しているとまでは言えない旨述べた。

このとおりであるならば、法改正を待つまでもなく、同性の婚姻届が受理されないのは運用の縛りだけ、ということになるのではないかと個人的には考えている。司法としては社会的な合意形成を通じて考えるべきと思っている節はあるが、少数者の人権を守る旨として、是非積極的に解釈による法制婚姻を認めて欲しいものである。

## 3 内縁としての法的保護

現状法制婚が認められないと考えられている日本では、異性であれば夫婦として当然認められる外形を明らかに備えている場合に、いわゆる内縁としての保護までも否定されるのであろうか。これが本件の問題である。

裁判例では、異性間の内縁関係を認められる事実がある同性事実婚にも内縁に準ずる法的保護を認め、被告Aの不貞行為による精神的苦痛とし

て100万円の支払義務を認めた(被告Bについては「特段の事情」が認められない第三者として請求棄却)。内縁関係が認められれば財産分与、遺族年金等様々な保護を受けうるのでこの意義は大きい。

一方、本件は結婚式を挙行し、長年居住し、子どもももうけようとしていたカップルであるが、どの要素があれば内縁と同様と認められるのかについては明らかにはなっていない。これは今後、事例の蓄積を待つしかない部分である。

しかし、冒頭にあるように今のパートナーシップ制度は婚姻の代替の一つとして用いるカップルもいるので、同居期間が短い内縁が認められないとしてよいのか、そこは悩みどころである。これらの混乱は全て婚姻法制の欠缺に端を発していると言って良い。

## 4 本判例の課題

一方、精神的損害について裁判例は男女の事実婚及び法制婚の場合とは自ずと差異が生じるとして、いわゆる異性婚とは損害額を減額した認定をしている。内縁そのものではなく、内縁に準ずるから減額されているのかは不明であるが、なぜ「自ずと」精神的苦痛が少なくなるのか、当事者も代理人の私にも理解できなかった。これは後に述

べる附帯控訴で争う予定である。

## 5 戸籍上の性別変更に関する課題

最後にこれも判決では触れられていないが、訴訟提起後、被告AはBとの子を生み、その後一度はBと法的に婚姻もしている(心の性に従えば同性婚であるが、戸籍上は異性婚なので可能である)。しかし、被告Bは子を認知はしていない。相手方の事情なので推測するほかないが、戸籍上の性別変更にも未成年の子がいらない、という要件が存在するからというのが最も大きい理由だろう。離婚後、被告Bは自己実現として晴れて自分の望む性別である女性となった。

しかし本来、未成年の子の養育を保護するために設けられたと思われるこの要件が、かえって未成年の子の保護の役割を果たさなかったこと、未成年の子から認知請求された場合、どうなるのかなどについて法が今のところは何も予定していないことを考えると、まだまだ途上にあるとの感をぬぐえない。

## 6 最後に

本件は控訴され、附帯控訴の予定である。今後この裁判例がどうなっていくのか、私自身も予測のつかないところにいる。

# 千葉・原発事故避難者集団訴訟

## —高裁審理は来年春に結審、判決へ—

東京 藤岡 拓郎

### 一 はじめに

福島第一原発事故による避難者・滞在者による集団訴訟の判決は、国を被告とする訴訟だけでも、前橋、千葉、福島、京都、東京の各地裁で出されていたところ、二〇一九年に入り二月に横浜地裁、三月に千葉地裁（二陣訴訟）、松山地裁、八月に名古屋地裁と続いた。横浜、松山では、国の責任、すなわち、規制権限不行使の違法性を認められたが、千葉、名古屋では否定された。

これら千葉二陣判決、名古屋判決は、いずれも国の責任を否定する構成が千葉の一陣訴訟判決と軌を一にしており、津波の予見可能性は肯定するものの結果を回避する措置を義務づけるまでには至らないというものである。国の責任を肯定する各判決では、個々の裁判官がその判断過程におい

て被害から出発した上で、責任を認めるために独自に工夫し理屈を捻り出した形跡が見える一方、国の責任を否定した三判決は、その論理構成は奇妙なほどに足並みが揃い、原子力事業者への配慮及び事故の避難者らに対する冷徹で割り切った視点が通底している。

とはいえ、すでに国の責任をめぐる攻防の舞台は高裁に移されている。ここでは東京高裁に係属する千葉一陣訴訟の現状を中心に報告する。

### 二 東京高裁での審理

#### (1) 責任論について

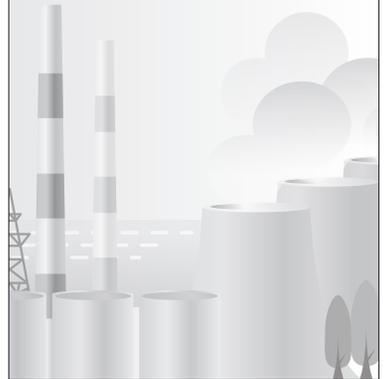
##### ア 一審判決の論旨は維持できない

千葉一陣訴訟は、二〇一五年九月に判決が出され、東京高裁第二民事部に係属している。

一審千葉地裁判決の責任論を否定する主たる論

旨は、極めて簡潔に言えば、福島第一原発の敷地高さを超える津波が遅くとも二〇〇六年までに予見できたとして予見可能性を肯定するものの、その予見可能性を基礎づける知見「二〇〇二年「長期評価」による津波予測」が学者間で通説的見解に至るような確立した知見に至らないものであるから、予見できたとしても直ちに事業者に対策を義務づける必要はなく、その後の対応は国の広範な裁量に委ねられ、更なる検討や調査を続けていったとしても違法ではないというものである。

そして、予見可能性における予見の程度が低ければ、事業者への影響―事業者の人的物的資源の有限性や権限が行使される当時に事業者が注力していた事業との兼ね合い（当時なら地震リスクに注力すること）といった経済的事情―を考慮することが認められている。





千葉二陣訴訟の判決日の旗だし

しかし、このような論旨は控訴審ですでに維持できない状態にある。控訴審に至り、被告の国自身が前記の確立した知見に至らなければ規制権限行使までは義務づけられないという主張を事実上後退させ、これまで国の責任を肯定した地裁判決と同様に、そこに至らないまでも客観的かつ合理的根拠を有する知見であれば権限行使を義務づけることができる」と認めたのである。国の主張が後退した理由は定かではないが、これまでの各地裁判決において、ひとたび事故が起きれば深刻な災害を引き起こす原子炉施設の潜在的危険性を

踏まえ、万が一にも事故を防ぐ、つまり国民の生命身体を守るといふ観点からすると、確立した知見に至る時点まで待っていては権限行使を義務づける段階として遅すぎるとの極めて全うな判断に対し、これを覆すことが事実上困難とみたのではないか。

### イ 結果回避可能性

予見可能性と並んでもう一つの重要争点は結果回避可能性である。千葉一陣判決を含む三判決は、同じく足並みそろえて原告ら主張の建屋等の水密化による回避可能性を否定した。前半で予見可能性を肯定しつつ結果回避義務がないと判断する一方で、後半で仮に何らかの措置により回避できた可能性があるとすれば、予見の程度が低くても相応の措置で回避もできたのにそのような措置すら義務づけられないのかという流れに傾き、前半の判断の正当性が揺らいでしまうことから、回避可能性は否定せざるを得ないのであろう。東京高裁では、全国的に審理が先行する群馬、福島(生業)、千葉の各弁護士団で共同的に研究した成果として、実際の事故時の浸水経路を特定しつつ建屋自体の防護機能を基に水密化により浸水が防止できることを専門家の意見書等で立証した。

なお、本年九月の東電役員の刑事判決において指定弁護士が求めた結果回避措置は、防潮堤や建屋等の水密化等のすべての防護措置を講じるか運

転停止という極めて高いハードルを課したが、これは民事における法人全体の抽象的に観念される行為を基にする場合と異なり役員という個人の認識を前提に確実な回避可能性を求める刑事訴訟であることからすればやむを得ないものであり、その違いを意識した点検と批判が必要である。

### (2) 損害論・現地進行協議の実現

一審では、原告らが何度も求めた現地検証は必要性がない等として結局採用されなかったが、高裁で再度求めた結果、現地進行協議という形で採用が実現した。

六月二四日、前日から強い雨が降りしきる中、三人の裁判官、国指定代理人、東電代理人らを含む二〇人程度の集団が旧居住制限区域である飯館村、南相馬市小高区、帰還困難区域である浪江町を巡った。最後の浪江町では、電気も付かない暗い原告宅の廊下で、防護服を着た裁判長と向き合った原告本人は、どうか国の責任を認めてくださいと、声を振り絞った。裁判官はこの厳然たる被害を目の当たりにし、それでもなお国の責任はないと言えるだろうか。

七月には原告本人尋問が八人実施され、現地進行協議を踏まえ、事故から八年以上経過した現在においても、未だ避難元地域における各人のふるさと、生活基盤が回復していない現状にあることを切々と訴えた。

### 三 最後に

以上の審理を経て、千葉一陣訴訟の控訴審は、二〇二〇年春頃には結審する予定である。前橋地

裁判決(群馬弁護士)の控訴審(東京高裁)、福島地裁判決(生業訴訟弁護士)の控訴審(仙台高裁)も同時期に結審の見込みとされるから、来年には高裁判決が三つ揃うことが確実であり、これら高

裁判決が国の流れに決定的な影響を与えることになる。引き続き注視していただきたい。

## 宮古島市のスラップ訴訟問題



沖縄 赤嶺 朝子

### 一 スラップ訴訟の議案書提出

二〇一九年九月三日、沖縄県宮古島市が、宮古島ごみ問題住民訴訟を提起した同市民六名に対し、当該住民らが訴訟手続や新聞報道において、虚偽の事実を繰り返し続け、同市の名譽を毀損したとして、二〇〇万円の損害賠償請求の訴えの提起を求める議案書を議会に提出した。

この前代未聞の事態に、沖縄県内マスクミのみならず、県外のマスクミから、住民訴訟を担当していた喜多自然弁護士及び当職に問い合わせが相

次いだ。ほとんどの記者から、開口一番、驚きとともにそもそもこのような訴訟が成り立ちうるのか、という質問を受けた。

この事態を重く受け止めた宮古島ごみ問題住民訴訟弁護団は、九月二日、沖縄県内の住民訴訟に携わる弁護士とともに、地方公共団体に對する名譽毀損が認められる場合はあっても、地方公共団体と当該住民との間では名譽毀損は制度上予定されておらず、成立の余地はないと判断した東京高等裁判所二〇〇三年二月一九日判決を引用しながら、住民を恫喝し、萎縮させるスラップ訴訟に

該当するため、議案書の撤回を求める抗議声明を宮古島市宛てに発出し、市議全員に参考送付した。九月二日抗議声明発出については、青法協のメーリングリストでも報告したところ、会員の先生方から励ましのメールを頂いた。

### 二 議案書の撤回と再提出断念

その後、市長は、議案書の形式面について不備があったためそれを精査する必要があるとして、九月一七日に議案書の撤回を表明し、翌一八日に議会において同議案書の撤回が承認された。

しかしながら、議案書は撤回されたものの、前記訴訟費用として六〇万円余りを計上した予算案は撤回されていない状況であったため、議案書の再提案の可能性もあり、予断を許さない状況にあった。

また、議案書提出以降の新聞報道によると、宮古島市は「裁判を通して不正な行政手法は許さない」という基盤が確立された」という等の訴訟代理人の発言が名誉毀損に該当すると主張し、住民訴訟で敗訴したにもかかわらず、市民が市政を批判すること自体が問題であるかのような説明をしていた。

そこで、前記弁護士団は、九月二〇日に、再度、議案書の再提出に断固反対する声明を宮古島市宛てに発出し、宮古島市民も、また、市議会前で抗議の声をあげる等、抗議活動を行った。

その結果、宮古島市は、九月議会においては議案書を再提出しないと明言した。

議案書の撤回及び再提出の阻止は、市民の運動の成果といえる。

### 三 宮古島ごみ問題とは

ところで、発端となった宮古島ごみ問題住民訴訟は、宮古島市が業者との間で市内三か所の不法投棄ごみを撤去し原状回復をする内容の業務を委託する契約(以下、本件契約という)を締結し、代金を支払ったものの、その後対象となった不法

投棄ごみの現場に大量のごみが残存することが発覚し、宮古島市が当初行った「ごみゼロ宣言」も撤回するに至った件について、委託料を合計二二五万円とする本件契約が宮古島市に過大な経費負担を与える違法な財務会計行為であること等を主張して市民が提訴した住民訴訟である。

大量のごみが残存することが発覚した後、宮古島市議会に設置された不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会でその違法性が厳しく指摘された。ごみは現在も現場に残存したままである。

住民訴訟では、住民らの請求は退けられたものの、判決では契約の履行確保のための監督・検査については、「きわめて杜撰な事務処理であるとの非りを免れない」と指摘された。

また、大量のごみが残存することが発覚した後、本件契約を担当していた宮古島市の職員が、計量票の改ざんなどを行った。同職員は、虚偽有印公文書作成・同行使罪で起訴され、有罪判決が下され、同判決は確定した。

宮古島ごみ問題住民訴訟は行政の財務会計上の適正化がまさに問題となる事案であり、市民は参政権の一種として訴訟提起し、判決でも稚拙な事務処理であると指摘されたのである。

住民訴訟の原告であった宮古島市の住民六名は、財務会計行為の違法可能性の追及と不適切な行政行為への批判をしたにすぎなかった。

### 四 やり直し

スラップ訴訟問題について、当初、あまりにも突飛なことすぎて、どこからどう批判したら良いか迷ったというのが正直な感想である。

議案書には、いつ、誰が、名誉毀損に該当する事実は何か、という基本的なことすら記載されておらず、また、代理人の発言が名誉毀損に該当すると主張したり、副市長が「市にプレッシャーをかけ、提訴を抑制するのは反民主主義である」と答弁するなど、問題が明らかになるにつれて、要は敗訴したら市を批判するなという意図が明らかになった。

驚きのあまり呆然となる事態であっても、民主主義の根幹を揺るがすような問題に対しては、きちんと丁寧に批判していくことの重要性を学んだ。

議案書の撤回及び再提出の阻止は、宮古島市民運動の成果に加え、マスコミ報道の役割も大きいと感じている。マスコミ報道により、この問題が知れ渡り、県内及び県外の市民団体が抗議声明を发出するなど運動が広がった。

議案書の撤回及び再提出の阻止の成果は、自衛隊配備増強問題に直面する宮古島市の市民運動の発展に繋がると思われる。

この紙面をお借りして、会員の先生方のご支援に感謝を申し上げます。

## 投稿

## 表現の自由が足元から崩れている！

山口 田畑 元久

## 安

倍政権の下、戦争できる国づくりへの地な  
らしか、表現の自由の侵害が続発し、エス  
カレットしている。それに抗する闘いに各地で奮  
闘する同志に心より敬意を表したい。

ところが、表現の自由の侵害は我々の外の世界  
だけのことではない。弁護士会による表現の自由  
の侵害が後を絶たないのだ。

先の徳島での日弁連人権擁護大会でも軽微では  
ない人権侵害が発生した。

第三分科会会場（ホテル内）の受付付近、次回  
開催地の鹿児島県弁護士会会員がビラ配布する  
傍で、「ともに日弁連を変えよう！市民のための  
司法を作る会」（略称「変えよう！会」）代表の及  
川智志さん（千葉県弁護士会）が同会のビラを配  
布し始めたところ、及川さんだけが徳島弁護士会

会員数名に取り囲まれ、ホテルの迷惑になるので  
配布を止めるよう迫られた。及川さんが、徳島会  
会員が連れてきたホテル従業員から当該会員の面  
前で、ホテル一般客の迷惑にならない分科会会場  
付近なら構わない旨言われ、配布を再開したとこ  
ろ、徳島会の現場責任者から再び制止され、ホテ  
ルの意向と関わりなく「徳島会で決めたこと」と  
して会場付近から締め出された。また、ホテル玄  
関外の軒下でビラ配布していた冤罪被害者支援団  
体の市民もホテル側でなく徳島会会員により配布  
を制止された。路上での配布は禁止しない旨だっ  
たが、そこを指図される謂れはないし、当時は台  
風接近で土砂降りであった。分科会の題目は「え  
ん罪被害救済へ向けて」で、あまりにブラックで  
ジョークにもならない。

## 僕

なら大声で騒ぎ暴れるところだが人格円満  
な及川さんは引き下がり、翌日の大会の分  
科会報告の枠で、穏やかに事の次第を説明し主催  
者の見解を求めたところ、さすが松本隆行議長

（大会実行委員長）日弁連人権擁護委員会委員  
（長）は、議場内はともかく議場前の廊下などの  
配布は自由なのが通例である、本件の事実関係は  
この場では把握できないが、通例に反した対応が  
されたとすれば遺憾であり今後そのようなことの  
ないようにしたい旨、原則的な回答をされた。そ  
ういえば死刑廃止宣言の福井大会では存置派の会  
員・市民が大々的な宣伝を繰り広げたが誰も制限  
しろなどとは言わなかった。どうやら徳島会の暴  
走と思われるが、よりによって「人権擁護」大会で  
のことでもあり、「弁護士会は他人には人権を守

れと言いながら自分は守らないのか」の揶揄を誘う。立派な議論、宣言・決議が台無しだ。

（一）  
 れが突発的な突出した出来事ならば徳島  
 会が非難を一身に浴びれば済むことだが、

それが定着しているところもある。中部弁連だ。

昨年の中部弁連大会では、「変えよう！会」準備会代表の及川さんに傍聴を許可する際にご丁寧  
 に「大会会場及び会場付近（ホテル二階ロビー）」  
 でのビラ配布の禁止を告げ、大会当日に同弁連会  
 員が禁止の撤回を求めたのに対して弁連理事長様  
 が「駄目です。絶対に認めません」と語気強く拒  
 絶した（「岡口判事」云々で収集がつかなくなる旨  
 も口走られたらしい）。人格円満な及川さんらは  
 引き下がり会場周辺の公道上で配布を始めたところ、  
 そこにまで弁連理事者が追いかけてきて制止  
 された。どうやら中部弁連理事者の皆様は表現の  
 自由の意義も判例もご存じないので、「変  
 えよう！会」準備会は（僕の起案が原型を留めな  
 い程に角が削られ）嘸んで含めるような抗議・申  
 入書を差し上げたが、「下手に出りゃあ、つけ上  
 がりやがって」の類か、それを正面から受け止め  
 ず、どう言えば（屁）理屈が立つかだけ考えたの  
 であろう、今年傍聴許可の回答書に「大会会場  
 ホテルの要請により、ホテル館内、敷地内の屋外

などは、一部の書籍の販売以外、チラシ等の配布  
 は制限させて頂いておりますので、行わないよう  
 お願いいたします。」と、ホテルの要請を前面に出  
 してきた。本当にホテルが弁護士の表現の自由を  
 否定する要請を自らの意思でしたのか疑わしい  
 が、仮にそうであれば、弁連が借りたスペースは  
 構わないだろうとか、表現の自由を守る立場で説  
 得するのが人権擁護を使命とする弁護士の集団の  
 責務であろうが、そういう矜持はないらしい。

中部弁連と言えば、その中核・愛知県弁護士会  
 は「表現の不自由展・その後」の中止に対する会  
 長声明」という立派な声明を出された。同志が奮  
 闘された成果であるに違いない。しかし、中部弁  
 連では真逆なことが定着している。これも、あま  
 りにブラックでジョークにもならない。どうぞ擲  
 揄して下さいと誘うようなものだ。

中部弁連理事者に同志がいないうる。腐敗  
 臭すら漂う醜態は早急に正されるべきだ。

## クラウドファンディングのご支援のお願い

デンジャラス原発にレッドカードを  
 老朽原発 40 年廃炉名古屋訴訟

弁護団長 北村 栄



4年前に福井の高浜  
 原発1、2号機（後に美  
 浜原発3号機も）の廃  
 炉訴訟を名古屋地裁  
 に提起しました。原発  
 はただでさえ危ないの  
 に40年を超えた老朽原発はさらに危なく、誰かがやらね  
 ばならない裁判です。地元では人手不足とのことで、名  
 古屋に住む私にある日突然電話が来ました。頼まれ事を  
 引き受けたはいいですが、私一人です。一から弁護団  
 員と支援者集めを始めました。幸い、ご縁で人は集まり  
 ましたが、関電の訴訟参加もありコピーは毎回8セット、  
 実費だけで年間250万円。このままだと1、2年で資金不  
 足で裁判が……という事態に。そこで、青法協でも2年  
 前に取り上げたクラウドファンディングで募集をすること  
 にしました。12月13日が締め切り。ぜひ、ネットから  
 みなさんご支援を！そして、みなさんも  
 ぜひクラウドファンディングのご活用を！

キャンプファイアー・原発 で検索 



# 法科大学院と司法試験の あるべき姿を考える

東京 内野 真

## 1 自己紹介

私は、二〇一四年に法科大学院を修了、二〇一七年に四回目の司法試験を無事合格することができました。法科大学院にいた時間よりも、浪人していた時間の方が長かったので、今となっては法科大学院時代の記憶もだいぶ薄れています。

そこで今回は、法科大学院と司法試験のあるべき姿について私なりの考えを示したいと思います。

## 2 法科大学院は必要なのか

正直なところ、私は、法科大学院と現行の司法試験にはネガティブなイメージも持ってい

ます。現行司法試験は高い学費のかかる法科大学院の存在を前提としており、司法試験を受けられるのも修了後五年以内で、リターンに対しコストとリスクがあまりに過大であり、誰もが平等にチャレンジしようと思えばできるとは言えない試験になっています。

しかし、法科大学院の存在は少なくとも日本の法教育の発展に貢献してきた側面があり、完全に廃止することが妥当なのかもわかりません。

例えば、法科大学院ができてから、司法試験を意識した事例問題集の数は旧司法試験の時代よりも圧倒的に増えました。また、法科大学院に実務家教員が送り込まれるようになり、学者が実務を意識して授業を行うようになったのも事実です。

このように、法科大学院と司法試験は研究

者が実務と法教育を意識する状況を作ってきたことは間違いないでしょう。

## 3 法科大学院と司法試験についての提案

法科大学院の存廃について、現時点で私の中で答えが出ていません。ただ、法科大学院を今後も存続させるといふのであれば、次の提案をしたいと思います。

### (1) 通信制の法科大学院の設置

当初法科大学院は地方出身者からも法曹を輩出し、地域に根差した法曹を増やしていくことも目的としていました。しかし、実際には地方国立大学の中にも法科大学院の募集停止に至った大学が少なくありません。私の知人にも、法科大学院が地元になく、やむなく東京の法科大学院に通うことを決意した人がいます。

このように、地方出身者にとって法科大学院は法曹を目指すうえで非常に大きな壁になっています。

そこで、全国どこからでも学べる通信制の法科大学院の設置を提案したいと思います。

中身としては、講義形式の授業はすべてウェブ配信、どうしても直接の出席が必要にな

## ロースクールの実情と 法曹養成

る定期試験と臨床教育の授業だけ夏休みなどに短期集中のスクーリングとするものです。現状では、夜間の法科大学院はありますが、そこに通うためには、法科大学院に通える場所に住んでいる必要があります。

むしろ、通信制の法科大学院を設けて、社会人や地方出身者など、幅広い人材が手を出しやすい環境を作り、法曹志願者の増加、ひいては、質の高い法曹の確保につながるのではないのでしょうか。

### (2) 受験回数制限の撤廃

医師の国家試験には医学部卒業後何年以内でないと受けれないという制限はないのに、法科大学院の場合修了後五年以内という制限があるのは謎です。医学部の教育に賞味期限はないのに、法科大学院の教育は賞味期限五年という差があるとすればそれは一体何か。皮肉な言い方をするなら大

学へのお布施額の差くらいしか思いつきません。

五回で合格できなかったとしても、諦めない人はいます。失権後に復権し、六回目で合格した人もいます。そのような人に再度ロースクールに通わせる、予備試験を受けさせるとするのは、その人に

とつても社会にとつても大きな損失です。

受験回数制限があるからこそ、チャレンジするリスクが大きく、過度に受験者数が減ってしまったと見るのが自然であると思いません。

法曹離れを抑止し、法科大学院を今後も存続させるのであれば、やはり、少なくとも法科大学院修了者の受験回数制限は撤廃すべきでしょう。

### (3) 大学早期卒業の要件緩和

最近法学部に法曹コースを設置するというニュースがありました。確かに、学部四年、大学院二年の六年が長いから法曹離れが進んでいるのは事実でしょう。

しかし、私は法曹コースの創設はあまり意味がないと考えています。

そもそも、法曹コースができる前から一定の成績要件を満たせば法科大学院には飛び級で進学することはできます。私自身は、飛び級の要件を緩和する（具体的には、卒業に必要な単位数を三年間で取得できれば、成績に係らず卒業できる）だけで十分なように思えます。

大学に入ってから希望する進路が変わることもありえます。大学に入る前から無理に法科大学院に行くことが確定しているルート

を作るより、大学に入ってから、どのタイミングで法科大学院に行くかを決められる方がその人にとってベストな選択をしやすいはず

です。また、法曹コースの学生が法科大学院進学の際に法曹コース以外の人よりも有利になることは、法曹コースの学生のためにもならないはず

です。司法試験の合格率が既修者の方が高いのは、既修者コースのハンデなしの法律科目試験による洗礼を受けているからであり、法科大学院入学の際に下駄を履かせることは、むしろ二年後に控えている司法試験合格にとつて不利に働く、すなわち、法曹コースに入った方が司法試験に合格できなくなるという皮肉な事態を招くのではと危惧しています。

入試の機会を奪うことは、むしろ合格できなくなるリスクを背負わせるものであり、法曹コースの設置が本当に法曹志願者にとつて望ましいのかは再考の必要があると言えます。

## 4 終わりに

以上の提案はあくまで私が考えただけのいわば机上の空論に過ぎません。しかし、法曹志願者の減少していることは紛れもない事実

です。このような事態は、国民の権利自由を擁護するという弁護士役割を十分に果たせなくなる危険さえ生み出しかねません。現在

の日本は、再度法曹養成のあり方を考える時期になっているはず。私の提案が何らかの形で法曹養成のあり方を議論するきっかけ

になれば何よりです。



## 弁護士としての究極の目標とは①

～依頼を受ける弁護士として我々が目指すべきものは何か～

弁護士の使命は、人権擁護と社会正義の実現ですね。その中で私達が一番多く時間を使う場面は、相談者・依頼者に対してです。そこで、みなさんは「依頼者から依頼を受ける弁護士として、我々が目指すべきものは何か」と問われれば、何と答えられるでしょうか。

多い答えは、端的に「依頼の実現」かと思えます。その方の要求や願いを法律家として達成することですね。裁判なら勝つことだ、とはつきり言う人もいます。確かに、訴訟だと勝つことが大事ですね。ところで、依頼者のためにしっかりと勝てばよいのでしょうか。以前ある企業系の若手弁護士が書いた本で、個

人対個人の損害賠償事件で通常の何倍もの金額を取ったとそのやり方を含めて自慢げに書かれていました。その依頼者からすれば結果は○いや◎ですが、相手方からすれば全く逆、×××になります。その場合、その弁護士のしていることは世の中にプラスを引き起こしているのでしょうか。私達が仕事をする目的は何でしょうか。さらに言えば、私達は何のために生まれてきて、存在をするのでしょうか。私は、私達の目的は世の中に貢献すること、ス

ケールを広げるならば宇宙の万物の生成発展に寄与することではないかと思えます。その点からすれば、勝つだけでは不十分となります。話を戻しますと、すべてが勝つ事件ばかりとは限りません。それを考えると、依頼者に寄り添い、力になることと答える方もいます。また、負ける事件もあることから、要求が実現できなかったとしても○◎弁護士に会えてよかった、と思ってもらえるように力を尽く

すことと、答える人もいます。素晴らしい考えだと思えます。そのような方は、単に法的知識や経験だけでなく、自分という人間が持っているものをフルに使って対応されますから、密度の濃い信頼関係が作られると思います。

この問いに対する私の究極の答えは、次のようなものになります。すなわち、「この悩み、トラブルがあったことをよかつたと思つて頂くこと」というものです。依頼者は、深く悩み、傷つき、怒り、時にはその呪縛で日々鬱々と過ごしたり、身体を悪くされる場合もあります。それほどの深い悩みを、それが自分に起かつてよかつたんだ、いやそれ以上に、その悩み、トラブルに「感謝する」というものです。そのようなことがあるのか。どうすればそのようなことが起きるのか。紙面が尽きました。最後までお伝えできなくてすみません。次号にしっかりと書きます。

（青法協弁学会合同部会議長 北村 栄）

改憲問題対策法律家六団体連絡会の取り組み

# 市民連合と立憲野党の政策合意13項目を生かし広げるために

## —— 法律家懇談会報告

### 1 安倍政治に代わる画期的な政策合意二三項目

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（市民連合）と立憲野党四党二会派は、二〇一九年七月の参議院選挙に先立って二三項目の共通政策（政策合意）について合意しました。この政策合意の内実をさらに発展させ、野党共闘を推進させるべく、二〇一九年二月一日に、二〇〇名を超える法律家有志が集まって懇談会を開催いたしました。

言うまでもありませんが、前記二三項目におよぶ政策合意は、安倍政権が進める憲法改正を阻止し、安倍政権の下で切り崩された立憲主義・民主主義・平和主義の回復を図るなど、だれもが自分らしく暮らせる政治へと大きく転換を図るものであって、安倍政治に代わる日本社会を展望する政

策内容です。

さる参議院選挙では、全国三三の一入区においてこうした政策合意に賛同する統一候補を立憲野党が支援し、一〇選挙区で勝利を収めることができました。市民と野党が共通政策のもとで共闘すること、安倍政治の暴走に待ったをかけ、政治そのものを変えることができることが示されたと言えます。

当部会も構成団体の一つとなっている「改憲問題対策法律家六団体連絡会」（法律家六団体）は、参院選挙前の七月一日に、二三項目の分野の第一線で活動する法律家に呼びかけて、それぞれの立場から、この政策合意に賛同し安倍政治からの転換を目指す立憲野党会派を支持する記者会見を行いました。今回の懇談会は、さらにこれを大きく発展させるための会議という位置づけでした。

### 2 中野晃一教授からの報告

当日は、市民連合呼びかけ人で、上智大学教授の中野晃一氏をお招きして、政策合意を作り上げる過程での工夫、その大きな成果、今後の課題などについて率直に伺いました。中野先生のお話を簡単にまとめると以下のとおりとなります。

■ 市民連合は、総がかり行動実行委員会、「ママの会」、SEALDs（当時）、「立憲デモクラシーの会」、「学者の会」の五団体の有志からなる組織で、大きく二つの役割を担っています。一つは、安保法制廃止と立憲主義の回復を求めて国会前に集まった市民の声を政党政治・選挙につなげるという役割、もう一つは、選挙制度のゆがみを背景に安倍政治に対抗するための野党共闘・統一候補の調整を呼びかける役割というものでした。

■ 今回の法律家懇談会のテーマとなっている政策合意二三項目については、市民との対話と呼びかけて各地で行った「全国市民意見交換会」で議論してきました。この二三項目については内容が不十分だという指摘を受けます。しかし、立憲野党のみならず意見交換して納得のできるところを探って作っていったという経過があり、立憲野党がまとまるためのスタート台としては有効だったのではないかと考えています。

■ この二三項目の政策合意については、法律家

などの専門家の意見を取り入れてさらに充実したものに練り上げていきたいと考えているので、今後もお知恵をお借りしたいと考えています。

### 3 討議内容

中野教授からの報告を受けて、以下のとおり活発に討議がなされました(紙面の都合で全てを記載できません。ご容赦ください)。

#### ① 投票する政党がない、自分の意見が政治に生かされない

低投票率が続く中、市民の間で「投票する政党がない」という意見も聞かれるが、この点については、魅力的な政策を掲げて選挙に臨む必要があること、市民が運動によって政治・政策を変えられることができるという成功体験を重ねていく必要があるとの意見が出されました。

まさに、大学受験における英語科目について民

間試験導入が延期となった点についても話題となりました。萩生田文科大臣の失言がきっかけであるにせよ、以前からこの問題で廃止を訴えてきた高校生らの運動があったからこそ大きな政策変更につながっているという意見や、東京中心の視点しか持っていない点を変える必要があるという意見が出されました。

#### ② 分かりやすい言葉で伝える工夫

市民に伝わる分かりやすい言葉が必要になるのではないかとという問題意識に基づいた議論も行なわれました。かつての民主党政権が政権交代を果たしたときには「コンクリートから人へ」という言葉がよく浸透したが、安倍政治に代わる新しい政治を示すための分かりやすい言葉、一三項目の政策合意を一言でいうとこんなものになるという言葉を見出す必要があるとの意見が出されました。

#### ③ 各地の運動の実情は?

## 「日韓法律家共同宣言」の呼びかけ

「微用工問題の解決を目指す日本法律家有志の会」より協力要請があり、当部会としても賛同し、呼びかけ団体として協力することになりました。ご賛同いただける方は、末尾のアドレス宛に連絡をお願いいたします。

また、地域によって市民連合の動きはさまざまな特色があるということを踏まえ、今後、野党共闘をどのように進めていけばよいかという点も議論になり、中野教授からは、地元の弁護士会や各弁護士、大学の研究者に大いに期待しているとエールを送られました。また、地域に女性のまとめ役が存在すると、運動が大きく発展するとの意見も出されました。

### 4 法律家の役割

最後に、それぞれの法律家には運動の蓄積や市民とのつながりがあることから、中野教授からの呼びかけに応えるため、こうした力を今後も積極的に活用し、当日集まった法律家有志に加え、企画を呼びかけた法律家六団体も積極的な役割を引き続き果たしていくことが合意されました。

(憲法委員会 大山勇一)

現在、韓国と日本は、一九六五年以来「最悪」の状態にあるといわれており、その根底には元微用工や勤労女子挺身隊などの強制連行・強制労働の問題があります。今日、この問題が解決の方向に向かうのではなく、逆に両国間に対立を生む原因となっていることは、憂うべき深刻な状況です。私たちは互いの国の市民が問題を冷静に正しく理解し問題の真の解決を目指すべく、両国市民の友

好関係が実現することを心から願うものです。

昨今の事態を放置すれば、状況は悪化の一途をたどることが危惧されます。ひとりでも多くの人たちが、緊急に行動を起こすことが求められています。特に私たちは、法律家として、請求権協定の解釈等の法的问题への理解と、強制動員・強制労働被害者の人権回復のための解決方向を共有できるはずだと考えます。

そこで、両国の法律家が共同で、左記宣言(案)を表明し、市民にこの問題の本質と解決方向についての理解を広めることが現在の事態を解決する

ために有効であると考えるものです。

以上の趣旨に基づき、左記宣言(案)を日韓の法律家が共同して表明することにご賛同いただくことを切に願います。

韓国・民主社会のための弁護士会

(略称「韓国民弁」)

日本・微用工問題の解決をめざす日本法律家有志の会

(略称「日本有志の会」) / 日本民主法律家

協会 / 自由法曹団 / 青年法律家協会 / 弁護士

士学者合同部会 / 大阪労働者弁護士団 / 民主

法律協会

## 強制動員問題に関する日韓法律家による共同宣言(案)

二〇一八年一〇月三〇日の元微用工被害者に対する韓国

国大法院判決以降、日韓両国の政府間での激しい対立が続き、両国関係は「最悪の事態」と言われています。

元微用工問題をめぐっては、専ら政治的・外交的問題として取り上げられています。しかし、本質的には、微用工や勤労女子挺身隊として意に反して動員され、給料も支払われずに過酷な労働を強いられるという重大な人権侵害を受けた被害者(強制動員被害者)の人権回復の問題です。

この問題の解決は、悪化している日韓関係を改善し、日韓両国の市民の相互理解・相互信頼を築き、真に人権が保障される社会を作るために避けておろすことので

きない課題といえます。

このような立場から、私たちは法律専門家として、強制動員問題の解決のために、下記のとおり、個人賠償請求権等の法的问题に関する見解を表明するとともに、日韓両国政府及び日本企業に対し、解決に向けて取り組むよう要求します。

記

1 日韓請求権協定第二条一項は、請求権の問題は「完全かつ最終的に解決された」と定めています。しかし、この協定によっても、強制動員被害者の個人賠償請求権は消滅しておらず、未だに解決されていません。

これは二〇二二年及び二〇一八年に出された韓国大法院の判決で確認されただけでなく、二〇〇七年に出された日本の最高裁判所判決、そして日本政府が表明した立場を通じても確認することができます。

2 韓国大法院の判決は、被害者の権利を確認し被害を回復するため適正な訴訟手続きを経て出された結論であり、尊重されなければなりません。

3 日韓両国政府及び被告とされている日本企業は、強制動員被害者の名誉と権利を回復するために、ドイツにおける「記憶・責任・未来」基金や、中国人強

制連行・強制労働事件における日本企業(鹿島建設、西松建設及び三菱マテリアルなど)と被害者との和解に基づく基金による解決なども参考にしながら、必要かつ可能な措置を迅速に図るよう求めます。

賛同頂ける方は、nk1030law@gmail.com  
あてに、住所・氏名をお送りください。締め切りは二月三十一日といたします。呼びかけの対象は、弁護士、学者、裁判官、行政関係者その他全ての法律関係者です。

## 滋賀で会いましょう！

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で冬の全国ミーティング（第三回常任委員会）を行います。ぜひご参加下さい。

### 記

- 日 時 二〇一九年二月六日（金）一三時～二月七日（土）二二時半終了予定
  - 会 場 滋賀県大津市内
  - 特別講演 六日（金）「次代を担う皆さんにお伝えしたいこと」 講師：井戸謙一弁護士
  - 特別報告 六日（金）「過労死事件を通じて学んだこと、弁護士を続ける上で得た大切な糧」 報告：上出恭子会員
  - 地元企画 六日（金）一七時～一八時「日野町事件再審請求」 報告：玉木昌美会員
  - オプショナルツアー 七日（土）外輪船「ミシガン」で行く！ 琵琶湖周遊クルーズ
- ※詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学会合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

## 今後の日程

### 【常任委員会（全国ミーティング）】

\*第4回（春）

2020年3月6日（金）～7日（土）宮崎

### 【第51回定時総会】

2020年6月27日（土）～28日（日）宮城県

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

12月9日（月）15時半～ 青法協本部

### 【修習生委員会】

12月18日（水）10時～ 青法協本部

### 【広報委員会】

12月23日（月）17時～ 宮本智法律事務所

## 第17回人権研究交流集会 分科会を募集しています！

（11月30日しめきり）

※詳細は事務局へ

### 【第17回人権研究交流集会】

日程：2021年3月20日（土）午後 分科会

3月21日（日）午前 全体会

会場：アクロス福岡（福岡県福岡市）

## 編集後記

▼事務所のLANに外部からセキュアにリモートアクセスできるシステムを導入し、記録を全てPDF等にして、データを持ち出さずに外で仕事ができる環境にしている

が、自宅のネットを高速だと謳うプロバイダに変えたら、リモート接続中に画面がフリーズする現象が頻繁におきるようになった。その都度、つなぎ直さないとならず面倒で仕事にならない。▼システム会社へ連絡すると、古いタイプのため高速化に追いついていないことが原因とのことであった。新システムが出ているので、是非にと移行を勧められた。現状では仕事がつらいので変更することにし、値引き交渉したが、驚くほどは下がらなかった。それでもその日の内に注文。ところが、システムの在庫がない、との返事が返ってきた。▼商品ないのに営業！これには驚かされた。大手企業の話である。その他のちくはぐもあつて、思わず若い女性担当者「あなた〇〇社の方ですよね。」と聞くと「部署が色々に分かれているものですから。」と。でも、この会社、全業務を俯瞰してICTと業務を連携させるソリューション、なんでものも手がけているのですけど。（高木宏行）